

臨時福祉給付金の支給について

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給するものです。

●支給対象者

平成27年度分町民税（均等割）が課税されていない方が対象となります。

ただし、町民税が課税されている方に扶養されている場合や、生活保護を受けている方は対象になりません。

対象となる方のうち、配偶者からの暴力を理由に避難している方は、お住いの市町村にご相談ください。

●支給額

支給対象者1人につき、6,000円

●申請手続

申請先は、基準日（平成27年1月1日）において住民登録がされている市町村となります。

支給対象者となる可能性のある方には、8月下旬に申請書を送付予定であり、9月から申請受付を開始します。返信用封筒も同封しますので、役場保健福祉課あてに郵送してください。

●申請受付期間

9月1日（火）～11月30日（月）

●給付金の受取方法

申請書に記載した指定口座に入金されます。

※振込後に支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金を返還していただきますので、ご注意ください。

★臨時福祉給付金の支給を装った「振り込め詐欺」などに注意ください。

町や県、厚生労働省などの職員をかたった電話や郵便により、手数料などの振込を求められたり、個人情報を探ねられたときは、迷わずに役場保健福祉課または最寄りの警察署にご連絡ください。

■問合せ

保健福祉課 ☎47-8007

厚生労働省

「臨時福祉給付金」ダイヤル

臨時福祉給付金に関する一般的な問い合わせに対応するため、厚生労働省では、給付金専用ダイヤルを設置しています。

制度の概要についてのお問い合わせは、左記専用ダイヤルをご利用ください。

電話番号 0570-037-192

運営時間 午前9時～午後6時

（土、日、祝日は除く）

平成26年度 情報公開制度・個人情報保護制度 運用状況

◆情報公開制度

町民の皆さんは、自分が「知りたい」と思う、町にある情報を開示請求することができます。町は、その請求に対して積極的に情報を公開していくことで、開かれた町政を実現することを目指しています。

【開示請求の件数】

請求のあった実施機関	町長	教育委員会
開示請求	1件	0件
開示請求のうち	開示	0件
	部分開示	0件
	非開示	0件
	不存在	0件
異議申立て件数	0件	0件

◆個人情報保護制度

町は、町民の皆さんの身近なところで仕事をしていることから、多くの個人情報を保有しています。そのため、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うよう努めており、各担当課は個人情報を収集、保管および利用している業務を町長へ届出しています。

【個人情報取扱事務届出件数】 届出件数332件（平成27年3月31日現在）

実施機関	事務数
町長	250件
教育委員会	62件
選挙管理委員会	9件
監査委員	1件
農業委員会	4件
固定資産評価審査委員会	1件
議会	5件

この制度では、町が保有する皆さん自身の個人情報について、開示・訂正・削除・目的外利用などの中止を求める権利が認められています。

平成26年度においては、本人情報の開示請求件数は0件でした。

■問合せ 総務課 ☎47-8000